

令和4年度「夏の交通事故防止運動」実施要綱

1 目的

この運動は、夏休みに入るこの時期に、子どもたちや若者の開放感から起こる事故や、夏のレジャーによる疲労等から起こる事故が懸念されることから、県民総ぐるみで交通安全運動を展開し、広く県民に交通安全意識の普及啓発を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることで交通事故防止に資することを目的とする。

2 主唱

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会

3 推進機関

県、県警察、各市町村
鹿児島県交通安全県民運動推進協議会構成機関・団体

4 実施期間

令和4年7月11日（月）～7月20日（水）

5 スローガン

鹿児島の夏！ マナーが輝く 快適ロード

6 運動の重点

- (1) 子どもと高齢者の交通事故防止～交通ルールの遵守とマナーの向上～
- (2) 飲酒運転・あおり(妨害)運転等無謀運転の根絶
- (3) 自転車の安全利用の促進～かごしま自転車条例の更なる理解促進～
- (4) 二輪車の交通事故防止

7 運動重点の選定理由等

- (1) 子どもと高齢者の交通事故防止～交通ルールの遵守とマナーの向上～

(選定理由) 夏の開放感等から、子どもの道路への飛び出しや誤った自転車通行による交通事故の増加が懸念される。

また、本県は19年連続で交通事故死者数の過半数を高齢者が占めていることや、昨年中の四輪車同乗中死者3名中、うち2名がシートベルト非着用であったことなどから、運転者に対し、交通弱者である子どもや高齢者への保護意識の醸成及び全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底を図る必要がある。

- (推進事項)・ 通学路等における子どもの安全の確保
- ・ 「プラス1運動」の展開～道路横断中の左側確認、夜光反射材、明るい服装
 - ・ 参加・体験・実践型の高齢者交通安全教室の実施
 - ・ 思いやり運転の励行
 - ・ 子どもに対する交通安全指導、保護誘導活動の徹底
 - ・ 運転中のスマホ使用等、ながら運転防止対策の徹底
 - ・ 車両運転時における歩行者保護の意識の醸成
 - ・ セーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）の普及啓発
 - ・ 高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底
 - ・ 全ての座席でシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

(2) 飲酒運転・あおり(妨害)運転等無謀運転の根絶

(選定理由) 社会的に飲酒運転根絶が叫ばれる中、昨年中、県内では飲酒運転を起因とする死亡事故が5件(前年比+4件)発生している。
飲酒運転は死亡事故やひき逃げ等に発展するおそれが極めて高い悪質な犯罪であり、その根絶を図ることは県民の安全安心な生活を確保する上で極めて重要な課題である。

また、「あおり運転」(妨害運転)は、重大な交通事故につながる極めて悪質・危険な行為であることから、あおり(妨害)運転等無謀運転の根絶を図る必要がある。

- (推進事項)・ 飲酒運転「8(やっ)せん」運動等の展開による飲酒運転を許さない環境づくりの促進
- ・ 「二日酔い運転も飲酒運転」の周知徹底
 - ・ 飲酒運転やあおり(妨害)運転など悪質、危険性の高い交通違反に重点を置いた指導取締りの徹底
 - ・ あおり(妨害)運転の危険性に関する広報啓発

(3) 自転車の安全利用の促進～かごしま自転車条例の更なる理解促進～

(選定理由) 昨年、県内では自転車利用時(乗車用ヘルメット非着用)の交通死亡事故が5件発生している。(うち7月～8月に1件発生)

また、自転車利用中の交通事故の約9割に自転車側にも何らかの原因(法令違反等)があることから、「かごしま自転車条例」、「かごしま自転車安全利用五則」等の周知を徹底し、自転車の安全で適正な利用の推進を図る必要がある。

- (推進事項)・ 「かごしま自転車条例」の理解促進、「かごしま自転車安全利用五則」の周知徹底
- ・ 自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用促進
 - ・ 自転車損害賠償責任保険等への加入義務の周知徹底
 - ・ 自転車利用中の傘さしやスマートフォン使用等、危険運転の絶無
 - ・ ハンドル、ブレーキ、ライト等車体の点検整備の励行
 - ・ 夜間のライト点灯の徹底と夜光反射材の車体への装着の促進

(4) 二輪車の交通事故防止

(選定理由) 昨年中、県内では二輪車乗用中の交通死亡事故が8件発生しており、うち3件が8月中に発生している。

二輪車乗車中の事故死者の損傷箇所は頭部、胸腹部であるとの結果もあり、二輪車は身体が外部にさらされていることから、交通事故発生時に重傷を負うおそれが高い。

夏は、ツーリング等の機会が増えることや、暑さによる集中力の低下等、二輪車事故の増加が懸念されることから、交通安全対策の強化を図る必要がある。

- (推進事項)・ プロテクター等の安全装備着用の促進
- ・ 周囲の車両に気づかれる運転の励行(明るい服装、車間距離の保持等)
 - ・ 止まって確認の励行
 - ・ 安全速度保持の周知徹底

8 運動実施上の留意事項

主催機関・団体は、本運動の実施に当たって、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況、これに伴う県民の交通行動の変化等を注視しつつ、防災無線、ホームページ等の広報媒体を活用し、交通安全意識の高揚に努めるものとする。